

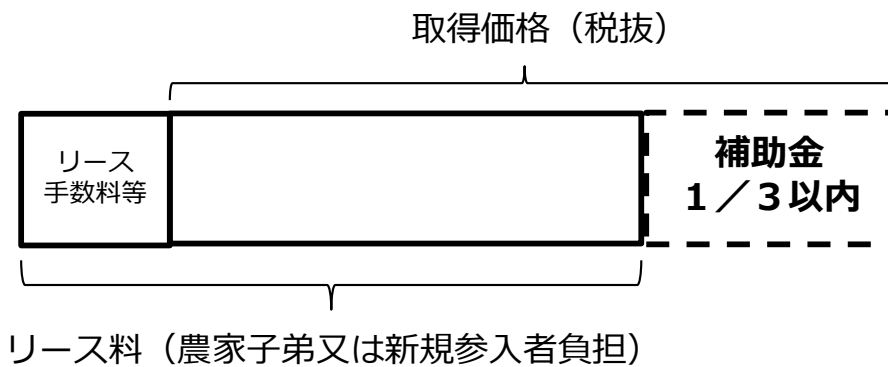
(新) やまなし新規就農アシスト事業

新規就農者（規模拡大を希望する農家子弟又は就農5年以内の新規参入者)の、農業用機械・施設等のリース方式での導入を支援します。

事業内容

リース事業者が農業用機械・施設等を導入するための費用を、県・市町村で助成することにより、農家子弟又は新規参入者のリース料を低減します。

補助率は農業機械・施設等の取得価格（税抜）の3分の1以内です。
(補助率内訳 県：9分の2、市町村：9分の1)



事業対象者

次に掲げる要件を満たす方が事業を活用できます。

- ①（農家子弟の場合）三親等以内の親族の農業経営体に就農した者
- ②（新規参入者の場合）独立・自営就農し、就農後5年以内の者
- ③ 就農時55歳未満の者
- ④ 認定農業者又は認定新規就農者（親族との共同名義の場合も含む）
- ⑤（農家子弟の場合）以下の要件を共に満たすこと
 - ・申請時まで農地中間管理機構を通して、借り入れている農地があること
 - 果樹の場合 10a以上
 - 水稻の場合 1ha以上
 - その他の場合 10a以上
 - ・5年後までに次の規模拡大を目指すこと（農地は農地中間管理機構を通して借りた面積に限る）
 - 果樹の場合 露地30a以上又は施設10a以上
 - 水稻の場合 10ha以上
 - 畜産の場合 飼養頭数の5%以上の増
 - その他の場合 露地50a以上又は施設10a以上

対象機械

トラクター、コンバイン、動力噴霧器、スピードスプレイヤー、乗用モーター、ハウス、ブドウ棚などの農業用機械・施設等が対象です。

事業の詳細については、市町村の農政担当部局または以下の県農務事務所等へお問い合わせください。

中北農務事務所 農業農村支援課 電話：0551-23-3292

韮崎市本町四丁目2-4 北巨摩合同庁舎2階

(管轄：甲府市、韮崎市、南アルプス市、北杜市、甲斐市、中央市、昭和町)

峡東農務事務所 農業農村支援課 電話：0553-20-2707

甲州市塩山上塩後1239-1 東山梨合同庁舎3階

(管轄：山梨市、笛吹市、甲州市)

峡南農務事務所 農業農村支援課 電話：055-240-4116

西八代郡市川大門町高田111-1 西八代合同庁舎1階

(管轄：市川三郷町、早川町、身延町、南部町、富士川町)

富士・東部農務事務所 農業農村支援課

電話：0554-45-7806

都留市田原三丁目2-13-43 南都留合同庁舎2階

(管轄：富士吉田市、都留市、大月市、上野原市、道志村、西桂町、忍野村、山中湖村、鳴沢村、富士河口湖町、小菅村、丹波山村)

県庁農政部 担い手・農地対策課 電話 055-223-1621

甲府市丸の内一丁目6-1 山梨県庁本館6階